

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 報告第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 議案第44号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 9 議案第45号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第46号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第47号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第48号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第49号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第50号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第51号 町道路線の認定について
- 16 議案第52号 公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 17 議案第53号 会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 18 議案第54号 太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第55号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第56号 水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 21 議案第57号 介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第58号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第59号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第60号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第61号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 報告第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

- 8 議案第44号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 9 議案第45号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第46号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第47号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第48号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第49号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第50号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第51号 町道路線の認定について
- 16 議案第52号 公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 17 議案第53号 会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 18 議案第54号 太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第55号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第56号 水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 21 議案第57号 介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第58号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第59号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第60号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第61号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子
12 番	佐 野 芳 彦	13 番	首 藤 亨
14 番	村 田 興 亞	15 番	橘 幸 孝
16 番	桜 井 公 晴	17 番	北 川 嘉 明
18 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	藤 井 仁 美		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸 尾 満
経済建設部長	富 岡 慎 一	教 育 次 長	塚 原 二 良

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位にご披露申し上げます。

去る5月25日の兵庫県町議会議長会第57回定期総会において、太子町議会が地方自治の本旨に沿って議会運営の向上に努め、もって住民の福祉を増進した功績により全国優良町村議会表彰を、また本町議会議員桜井公晴議員が、30年の永きにわたり議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされた功績が顕著であるとして、全国町村議会議長会より表彰されました。同じく、5月18日には本町議会議員村田興亜議員が、地域の振興及び住民福祉の向上に尽力された功績が顕著であるとして、兵庫県より兵庫県功労賞をお受けになりました。

ここに両議員の栄誉をたたえ、本席よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。（拍手）

さて、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成18年第3回太子町議会定例会第403回町議会が開会できますことは、町政進展のためまことにご同慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、条例改正、補正予算等いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） おはようございます。

平成18年第3回太子町議会定例会第403回

町議会が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深くなり、次第に初夏の気配が色濃く感じられることとなりました。議員各位におかれましては何かとご多忙のところ、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の進展にご理解、ご協力を賜っていますことを感謝申し上げます。

また、先ほど議長のごあいさつにありましたが、太子町議会が全国優良町村議会表彰を、桜井議員が全国町村議会議長会表彰を、村田議員が兵庫県功労賞の表彰をお受けになりましたこと、まことにおめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、同意案件1件、報告案件2件、予算を始めとする議案18件、計21件のご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただきますようお願い申し上げます。定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い致します。

~~~~~

（開会 午前10時00分）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第3回太子町議会定例会第403回町議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、15番橋幸孝議員、16番桜井公晴議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（熊谷直行） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの11日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（熊谷直行） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案21件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成17年度4月分及び平成18年度4月分例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名は、お手許に配っております一覧表のとおりです。このうち、改發一郎監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（熊谷直行） 日程第4、常任委員会

の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から、会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が4月13日及び5月18日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が4月12日及び5月17日の委員会開催分、経済建設常任委員会が4月11日及び5月16日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（熊谷直行） 日程第5、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております井上貢氏の任期が平成18年6月29日付をもって満了となるため、その後任として、太子町老原316番地に在住の佐々木順一郎氏を選任したので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

佐々木氏の経歴は参考資料のとおりであります。佐々木氏は、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。なお、任期は平成18年6月30日から21年6月29日までの3カ年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わ

りました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を締めます。

（議場閉鎖）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番上山隆弘議員及び2番服部千秋議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（熊谷直行） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（熊谷直行） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（熊谷直行） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

1番上山隆弘議員及び2番服部千秋議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（熊谷直行） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 16票です。

投票のうち賛成 16票、反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

日程第6 報告第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（熊谷直行） 日程第6、報告第1号平成17年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第1号平成17年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成17年度一般会計において設定した繰越明許費3事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、議会に報告させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程された報告案件ですが、矢田部自治会は完成をしておるわ

けですけれども、都市計画決定の関係のことと、それからJR網干駅前土地区画整理事業のその後の経過と見通しについて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

この件につきましては、龍野線の都計変更の絡みがございまして、今、鋭意県と姫路市と協議会しておりまして、秋ごろからには着手できるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

どちらも関連しておりますので、どちらも秋ごろから着手できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第2号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（熊谷直行） 日程第7、報告第2号町の出資等に関する法人の経営状況の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第2号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、本町の兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくもので

あります。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この町土地開発公社の経営状況の中でも、いわゆる用地の先行取得の関係でそれぞれが利用しているわけですが、決算書を見ましても一般管理費に1,133万6,400円余りが支出されているのが実態であります。本町も総合公園の用地の取得ということで利用しているわけですが、全体的にはこの町土地開発公社の構成団体の問題、それから非常に経費がかかるということを含めて利用の問題も足踏みするということがあると思うんですけれども、一般管理費の関係の節減がなければいけないのではないかと思うんですが、これらの協議の状況と。

それから、今後本町がこの公社を利用する計画というのはどういう点で認められるか。また、総合公園の今後の用地取得についても説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） まず、経営状況で管理費の状況でございますが、決算見ていただいたとおり、人件費等がほとんどでございます。収益的には事務費的に入ってくるのが、今各町で使用状態が非常に落ち込んでおります。この決算書に出ておりますとおり、当初の予定からも半減しているような状況でございます。そういった中で、将来的にはこの土地開発公社のいわゆる人件費関係を町村会なりの事務の方に仕事としてはしていくというようなことが将来的には考えられるというようなことで、その辺の状況が出てくる——将来的にはそれが出てくるだろうと思いますし、総合公園の用地の取得に当たっては、まだほとんど平地部分については今買い戻しの状況でございますが、山林の東側部分についてもまだ残っている状況がございますので、

状況を見ながらその辺で使用するといえますか、利用の状態が生まれるのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほども触れましたように、事業原価ということではそれぞれ売却との経費の整理があるんですが、人件費部分で非常に大きなウエイトを締めるということで、具体的な事務については各関係の市町が行うわけですから、実質的にはここが補助対象になるような事業に係る用地の取得に利用するというようなものですから、実質事務というのは非常に少ないと思うんですね、実際上は。だから、将来的というよりも、本来町村会の構成も非常に小さくなっているんだけど、そこで本来委託事務のような形か、もしくは固有の事務としてこれを引き受けるというようなことに早急に取り組まないといけないんじゃないかと思うんですけど、その対応姿勢について再度説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

この土地開発公社だけでなくして、町村会が抱えておりますいろいろの事務の内容等々を今精査し、そして職員のあり方も年次計画を立てて削減していこうということで取り組みをしておるところでございますが、その中で今議員もご指摘のように12町になったというようなことで、市長会と合体ができんだろうかということも検討し、県も入れて今協議を行っておるところでございます。

こうした人件費の削減につきましても、年次計画を立てて削減していこうということで、今打ち合わせをしている段階でございます。そうした中での経費削減については、やはり町村会全般として考えて取り組みをさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第8、議案44号から日程第25、議案第61号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第44号 平成18年度
兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第8、議案44号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第44号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、3月定例議会で給与条例を改正させていただきました新給与制度での再算定、及び4月1日の人事異動等に伴う人件費の補正並びに事業執行に伴う関係経費の補正、及び地方債の補正を行うものであります。

補正の内容につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,350万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億7,014万5,000円とするものであります。

歳入予算については、県支出金、繰入金、諸収入、町債の追加と国庫支出金の減額であります。

歳出予算においては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費の追加

と土木費、教育費の減額であります。

また、地方債の補正については、歳入予算の補正に合わせて、1事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第44号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から申し上げます。

まず、各区分の節給料及び節3職員手当等の説明欄に、「異動等による」という表記を多数いたしておりますが、当初予算の編成時におきましてはまだ条例の改正が行われておらず、旧給与制度により算定を行っておりました。このたびの補正予算におきましては、先の3月定例会で議決いただき、本年4月1日より既に適用されております新給与制度に基づきまして算定しました人件費の補正に、4月1日付人事異動等による異動分等を加味したものを提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、6ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費94万5,000円の追加につきましては、地方税法の改正により、65歳以上の方に対する非課税基準が見直されたことに伴い、対象が市町村民税非課税者及び地方税法上の経過措置者に変更になったことから、福祉医療システムプログラムの修正業務委託料を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費273万1,000円の減額のうち、節19の社会福祉協議会補助金385万8,000円の減額につきましては、当初7名の人件費を見込んでおりましたが、人員1名がデイサービス事業へ異動したことに伴い6名の人件費になった

こと、また給与制度の改正に伴う減額でございます。

節28繰出金158万7,000円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものでございます。

目2老人福祉費、節28繰出金40万1,000円の減額につきましては、介護保険特別会計の補正に伴うものでございます。

目3老人医療費、節28繰出金6,234万4,000円の追加につきましては、老人保健特別会計の補正に伴うものでございます。

目5障害福祉費、節13委託料238万5,000円につきましては、本年4月1日に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、介護給付費など利用者がサービスを利用した場合の支給量の管理、利用者負担額の算出など支給管理事務全般が複雑化し、事務量が大幅に増加するなどの状況に対応するため、障害者自立支援システムに係る委託経費を補正するものでございます。

また、節18の備品購入費には、そのシステム購入費288万7,000円を計上いたしております。

節19負担金補助及び交付金に計上しております75万円につきましては、西播磨4市3町の共同事業として、テクノポリスの福祉ゾーンに平成20年に開設予定で新たな療育施設の整備が計画されております。これに先立ちまして、専門医による評価、指導などの児童デイサービスを実施するものでございます。

8ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節15工事請負費2,300万円の追加につきましては、旧石海南幼稚園の園舎の耐震診断の結果が予想以上に悪く、石海保育所として利用するには大規模な全体補強が必要となりましたので、不足額を補正するものでございます。財源としましては、地域福祉基金の繰り入れで対応したいと考えております。

9ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3母子衛生費434万9,000円の追加につきましては、本

年7月1日より実施予定の妊婦健康診査費補助事業に係る関係経費でございます。

この事業の対象となりますのは、本年7月1日以降の出産予定で、7月1日以降に妊婦後期健康診査を受ける者で、児童手当法第5条を準用した所得要件の範囲内の者のとなっております。後期健診として受けた1回の健診費用が助成対象で上限1万5,000円の上限としております。また、医療機関が事務処理に要する経費といたしまして、1件当たり事務処理費150円を計上し、また節12役務費において所得要件等を満たした妊婦の方々に発行する受診券、または所得審査結果の通知を送付する郵送料を計上いたしております。妊婦後期健康診査の受診見込み数は、過去3カ年の平均出生数373.3人を参考に380人を基準とし、その9カ月分の案分で計算いたしております。

10ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節15工事請負費1,040万2,000円の追加は、沖代線舗装補修工事費であります。新幹線高架付近からアグロの交差点付近までの間で、特に東側車線のアスファルト舗装の剥離、ひび割れが顕著に見られ、緊急に補修が必要であるとの判断から予算計上するものです。

目4幹線道路整備事業費5,073万1,000円の減額は、異動等による人件費の減額のほか、本年度の地方道路整備臨時交付金の配分について兵庫県と協議した結果、県予算の交付金総額の不足から、揖保線道路整備事業費を半減し、残る半分は翌年度事業で行わざるを得なかったことから、その関係経費である需用費の消耗品費45万円、役務費の土地鑑定手数料10万円、委託料の揖保線用地測量委託料509万4,000円、次の11ページにわたりますが、公有財産購入費4,215万6,000円を減額するものでございます。

11ページの項4都市計画費、目3下水道事業費、節28繰出金の補正は、下水道事業特別会計及び前処理場特別会計補正に伴い、下水

道事業特別会計繰出金を1,231万1,000円減額し、前処理場事業特別会計繰出金を193万8,000円追加するものでございます。

目5公園事業費、節17公有財産購入費の総合公園用地購入費176万5,000円の追加は、兵庫県町土地開発公社より買い戻す用地の購入費でございます。平成18年度国庫補助事業費の積算の基礎となる地価公示価格が発表され、平成17年度の価格に比べて下落いたしました。平成18年度の国庫補助金の内示は、既に当初予算どおりなされておりました。補助事業費を執行するためには、この地価下落の影響を受ける事業費分の購入面積を追加する必要があります。また、公社から用地を買い戻す際の購入価格は、平成14年度に公社が用地を先行取得した当時の契約価格でありまして、当初予算には取得時の契約価格と平成17年度価格の差額分を町単独事業費として計上しておりましたが、このたびの下落分を追加する必要が生じ、補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費45万7,000円の追加につきましては、嘱託用務員1名の退職に伴う賃金の減額173万2,000円と、その後任の用務員をシルバー人材センターから派遣していただく委託料123万9,000円と、龍田小学校の中央棟東寄り部分で教室の雨漏りが発生したことから、屋上該当部分の防水シートを張りかえ、雨漏りのあった教室の天井を補修する修繕料の追加95万円でございます。

14ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目9総合センター費、節7賃金209万6,000円の追加につきましては、南総合センター嘱託館長の賃金でございます。当初は正職による館長の配置を予定しておりましたが、昨年度に引き続き嘱託館長を配置しましたことから、合わせて節2給料及び節3職員手当等を減額するものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 3 教育費国庫負担金926万6,000円の追加につきましては、斑鳩小学校北館校舎改築事業において補助単価が引き上げられたことによるものでございます。

項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、節 1 社会福祉費補助金300万円の追加につきましては、歳出の 7 ページの款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 障害者福祉費で説明いたしました障害者自立支援事業に係る補助金であり、人口 3 万人以上10万人未満の自治体は上限が300万円となっていることから、上限額を計上いたしております。

目 3 土木費国庫補助金、節 1 道路橋梁費補助金2,750万円の減額は、地方道路整備臨時交付金でありまして、歳出補正で申し上げましたように、揖保線道路整備事業費が県との協議の結果、今年度の事業費が5,000万円減額となることから、補助割合の55%である2,750万円を減じるものでございます。

目 4 教育費国庫補助金、節 1 学校費補助金13万4,000円の追加は、国庫負担金と同様に斑鳩小学校北館校舎改築事業の補助単価が引き上げられたことに伴う補正であります。

款15県支出金、項 1 県負担金、目 3 移譲事務市町交付金の追加149万6,000円は、従来複数の交付金要綱に基づいてそれぞれ交付されておりました交付金の一部が、移譲事務市町交付金に統合された形で県の交付決定を受けました。統合された交付金の中で本町に関係いたしますのは、このページの一番下にございます款15県支出金、項 3 委託金にそれぞれ計上いたしております環境行政市町交付金、長寿祝金取扱事務費交付金、次の 5 ページに上げております建築確認受付事務市町交付金、屋外広告物条例等委任事務市町交付金、福祉のまちづくり条例委任事務市町交付金の計 5 件でございまして、移譲事務市町交付金の当初予算額と交付決定額との差額を補正するものでございます。

統合されました 5 件の交付金につきまして

は、ただいまご覧いただきましたように、それぞれ減額の補正をお願いいたしております。

少し前後いたしましたけれど、4 ページの款15県支出金、項 2 県補助金、目 2 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費補助金431万8,000円の追加は、妊婦健康診査事業に係る補助金でありまして、県が定める要件を満たした妊婦後期健康診査に要した費用に対して、1 件当たり 1 万5,000円と、事務処理費 1 件当たり 150円の助成が基準となっております。歳出の 9 ページで説明いたしました妊婦健康診査委託料と同額の431万8,000円の計上でございます。

5 ページをお願いいたします。

款17繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金3,438万7,000円は、今回の補正予算により財源の不足する額を調整して繰り入れるものでございます。

目 2 公共施設建設基金繰入金2,000万円の減額は、斑鳩小学校北館校舎改築に係る国庫負担金、国庫補助金の単価引き上げにより補助対象事業費が増加し、町単独事業費が減少することから、公共施設建設基金からの繰入額を減額するものでございます。

目 3 地域福祉基金繰入金2,300万円は、町立石海保育所の整備工事費が追加になったことによるものでございます。

款19諸収入、項 4 雑入、目 1 雑入、節 3 衛生費雑入の補正につきましては、揖保保健衛生施設事務組合へ派遣しております職員の人員費に伴う補正でございます。

款20町債、項 1 町債、目 3 教育債、節 1 学校建設事業債1,690万円の追加につきましては、斑鳩小学校北館校舎改築事業費において補助対象事業費が増加したことに伴い、その補助裏の起債額が増加したことから、算出差額1,690万円を追加するものでございます。

続きまして、3 ページの第 2 表地方債補正について説明をいたします。

先ほど歳入の町債で説明いたしました斑鳩小学校北館校舎改築事業費に係る起債額が

1,690万円増加することにより、学校建設事業債の限度額を同額分追加し、1億5,180万円とするものでございます。

以上で平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第45号 平成18年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第9、議案第45号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第45号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新給与制度での再算定及び異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億9,346万7,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の減額であります。

歳出予算においては、総務費の減額であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第46号 平成18年度
兵庫県太子町介護保険特

別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第10、議案第46号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第46号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新給与制度での再算定及び異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億879万円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の減額であります。

歳出予算においては、総務費及び介護サービス事業費の減額と地域支援事業費の追加であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第47号 平成18年度  
兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第11、議案第47号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第47号平成18年度

兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度の老人保健医療給付費等事業の精算に伴う関係経費等の補正であります。

補正の内容につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,588万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億6,121万円とするものであります。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の減額と繰入金の追加であります。主に前年度の老人保健医療給付費等事業の精算に伴うものであります。

歳出予算としましては、総務費及び諸支出金の追加であります。平成18年8月に施行されます老人保健法の改正に伴うシステムプログラムの修正委託料の追加と、医療費については社会保険診療報酬支払基金からの交付額が多額であったため、精算により返還するものであります。返還額は1,515万35円で、納入期限は8月10日でございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第48号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第12、議案第48号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第48号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新給与制度での再算定及び異動に伴う人件費の補正と、地方債の変更に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

補正の内容につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ48万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,363万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町債の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の追加と公債費元金の財源組み替えであります。この中で、一般管理費の負担金補助及び交付金において、死亡退職による退職手当組合特別負担金として、退職手当組合の規定に基づき、391万円を追加させていただいております。

また、地方債の補正につきましては、町債の補正に合わせて資本費平準化債を追加するものであります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第49号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第13、議案第49号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第49号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新給与制度での再算定及び異動に伴う人件費の補正を行うものであ

ります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,966万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算としましては、前処理場費の追加であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第50号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第14、議案第50号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第50号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新給与制度での再算定及び異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

その内容としては、第2条予算の収益的支出において、給料等41万3,000円を減額し、収益的収支総額を5億7,123万1,000円とするものであります。

第3条予算においては、職員の異動等により、資本的支出において339万8,000円を追加し、資本的支出総額を5億3,035万1,000円としております。

また、資本的収入支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補てんする

こととしております。そのほか、予算に合わせたの流用経費の額の変更を行っております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第51号 町道路線の認定について

○議長（熊谷直行） 日程第15、議案第51号町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第51号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、県道太子御津線の改良に伴う旧道処理により認定する1路線、鵜旧県道線でございます。

鵜旧県道線の起点は、鵜字石田1379番1、終点は立岡字式升合114番1、延長962メートル、最大幅員11メートル、最小幅員7メートルでございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第52号 公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第16、議案第52号公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第52号公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

位置の表示のうち、地番の表記方法については、平成7年に全国連合戸籍協議会通知に基づき、戸籍においては「何番地の何」から「何番地何」と「の」を取ることで統一されました。本町においても戸籍の電算化に合わせて、平成14年12月に「の」を取り、また住民票の表記も戸籍との混乱を避けるため、「の」を削除しております。

このたび、住民等からの問い合わせもあり、公の施設に係る位置表示を住民票の表記と合わせる方が適切であると考え、「番地の」という規定から「の」を削除するものであります。

対象としております条例は、太子町役場位置条例を始めとする19条例であります。なお、太子町役場位置条例につきましては、他の条例と合わすため、1,369の「、」を削除しております。

施行日は公布の日としておりますが、既に地番が印刷されている封筒、書類等につきましては、経費節減のためにそのまま使用し、新たに印刷するものから順次変更していく所存でございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(熊谷直行) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第53号 会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(熊谷直行) 日程第17、議案第53号 会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第53号会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

会社法は平成17年7月26日に公布、平成18年5月1日から施行されており、従来商法により規定されていた株式会社等の会社組織や、有限会社法により規定されていた有限会社について分離して新規制定されたもので、最低資本金制度の撤廃や有限会社の株式会社への統合など、大幅な見直しがされております。会社法の制定に伴い、その見直しの一部として、「資本」を「資本金」に変更、商人一般の商業活動は「営業」、会社の商業活動は「事業」に文言が変更されたことに伴い、関連する5条例について改正するものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長(熊谷直行) 助役。

○助役(八幡儀則) 議案第53号会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

会社法は平成17年7月26日に公布、平成18年5月1日から施行されており、従来商法により規定されていた株式会社等の会社組織や、有限会社法により規定されていた有限会社について分離して新規制定されたもので、最低資本金制度の撤廃や有限会社の株式会社への統合など、大幅な見直しがされております。

その見直しの一部として、「資本」から「資本金」へ、「営業」から「事業」への文言変更等の整理が行われておりまして、関連する5条例について改正するものであります。

す。

まず、政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例第2条につきましては、会社法が株券を発行しないことを原則としたことに伴い、整理したものでございます。

次に、太子町税条例につきましては、「資本」から「資本金」に文言が変更され、また商人一般の商業活動は「営業」、会社の商業活動は「事業」に文言が変更されたことに伴い、第31条、第82条及び第93条の変更をしております。

次に、太子町環境保全の規制に関する条例につきましても同様に、第2条において「営業」に「事業」の文言を追加しております。

次に、太子町工場立地促進条例につきましては、第2条において、「資本」を「資本金」に変更いたしております。

最後に、太子町下水道条例につきましては、第5条の8において「営業」に「事業」の文言を追加し、また下水道法の改定が平成17年6月22日に公布、平成17年11月1日に施行されており、条項の変更がされておりましたので、第11条に係る引用条項を改正いたしております。

また、施行日についてでございますが、公布の日から施行することといたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第54号 太子町行政
手続条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第18、議案第54号太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第54号太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

行政手続法の一部を改正する法律が平成17年6月29日に公布され、平成18年4月1日より施行されており、この改正に伴い、本条例を改正するものであります。

内容としましては、引用条項ずれの改正でございます。

第1条の目的等に規定している行政手続法の引用条項について、「第38条」から「第46条」に改正するものであります。

最後に、施行日についてでございますが、公布の日から施行することとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第55号 非常勤の職  
員の公務災害補償等に関す  
る条例の一部を改正する条  
例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第19、議案第55号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第55号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

まず、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日より施行されたため、通勤の

範囲等の改正を行うものであります。

第2条の2の規定について、通勤の範囲に複数場所就業者の就業場所から次の就業場所への移動、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を加える改正であります。

また、障害の等級に係る文言の整理が行われておりまして、第9条、第12条、附則第2条の3及び4、別表第2について、「等級」及び「障害の等級」という文言を「障害等級」に統一しております。

続きまして、障害者自立支援法が平成17年11月7日に公布され、同日より順次施行されたため、障害者自立支援法の成立に伴う文言の整理を行うものであります。内容としましては、身体障害者福祉法第30条に規定する「身体障害者養護施設」等の障害者を支援する施設が「障害者支援施設」に文言の整理がなされており、第10条の2を改めるものでございます。

最後に、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が平成17年5月25日に公布され、平成18年5月24日より施行されたため、「監獄」を「刑事施設」に文言の整理を行うものであります。これにより第8条を改めるものであります。

施行日についてでございますが、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定に伴うものについては、公布の日とし、障害者自立支援法の成立に伴う文言の整理については、平成18年10月1日といたしております。

また、附則第2項において、通勤範囲の改正については、平成18年4月1日以後に発生した公務災害について適用し、同日前に発生した公務災害については、なお従前の例によることとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第56号 水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第20、議案第56号 水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第56号水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

平成18年4月の機構改革により、水道事業所と下水道課を統合して、新たに「上下水道事業所」を新設しておりますが、法規上では「水道事業所」と「上下水道事業所」とを別組織としており、また、おのこの決裁権者も異なり、事務執行上、名称、決裁方法や職員範囲の使い分けが必要であり、非効率となっております。また、水道事業においても、日常的に助役、経済建設部長の指揮下にありながら、その職務権限が規定されておらず、実態に即した整備が必要であります。このことから、組織、決裁権限を下水道部局とほぼ同じとし、事務処理の効率化を図るため、改正するものであります。

また、地方公営企業法第7条ただし書きの規定に基づき、太子町水道事業の設置等に関する条例により「水道事業管理者」を置かないとしていますので、今回「水道事業管理者」という文言を削除し、同法第8条第2項の規定により「町長」に改めております。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第56号水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の

制定について詳細説明を申し上げます。

地方公営企業法第7条ただし書きの規定に基づき、太子町水道事業の設置等に関する条例により「水道事業管理者」を置かないとしておりますので、今回「水道事業管理者」という文言を削除し、同法第8条第2項の規定により「太子町長」に改めております。

それでは、個々の条例についてご説明を申し上げます。

まず最初に、太子町水道事業の設置等に関する条例からご説明いたします。

第3条第2項で「水道事業管理者」という文言を削り、「管理者」を「町長」に改め、組織を下水道部局と同様にするため、「水道事業所」を「経済建設部」に改正するものでございます。

次に、太子町議会委員会条例につきましては、ただいまご説明しました「水道事業所」を「経済建設部」に改めたことに伴い、第2条に規定しております経済建設常任委員会所管事項の中から「水道事業所の所管に関する事項」を削るものでございます。

次に、太子町水道事業職員のうち地方公営企業法第39条第2項に規定する者の範囲を定める条例につきましては、「水道事業所」を「水道事業」に改正し、「所長、係長」を「係長以上の職にある者」に改正するものでございます。

最後に、太子町水道事業給水条例につきましては、「水道事業所」を「水道事業」に改めるものでございます。

また、施行日についてでございますが、公布の日から施行することといたしております。

なお、決裁権限につきましては、太子町水道事業事務決裁規定において、助役の権限として町長の職務代理及び代理決裁規定を定め、経済建設部長の権限として専決権限等を規定し、下水道事業と同様といたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第57号 介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第21、議案第57号介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第57号介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

介護保険法等の一部を改正する法律が平成17年6月29日に公布され、平成18年4月1日より施行されており、この改正に伴い、本条例を改正するものであります。

内容としましては、引用条項ずれの改正でございます。短期入所生活介護を規定しております「法第7条第13項」が「法第8条第9項」に、短期入所療養介護を規定しております「法第7条第14項」が「法第8条第10項」に条項ずれになったことから、太子町在宅老人介護手当支給条例及び重度心身障害者介護手当支給条例とも、第3条を改正するものであります。

施行日についてでございますが、公布の日から施行することとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第58号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第22、議案第58号

太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第58号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が平成17年5月25日に公布され、平成18年5月24日より施行されたことを受け、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が同日から施行されたことに伴うものであります。

改正内容といたしましては、第8条第1項中「監獄」を「刑事施設」に改め、文言整理を行うものであります。

施行日についてでございますが、公布の日から施行することとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(熊谷直行) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第59号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(熊谷直行) 日程第23、議案第59号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第59号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、消防団員が多年にわたりその職務に携わって退職した場合に、その労苦に報いるため、退職報償金の支給額を分団長、副分団長及び部長・班長の階級区分の勤務年数10年以上25年未満の区分の中堅クラスを一律に2,000円引き上げ、処遇改善を図ろうとするものでございます。

施行日についてでございますが、公布の日から施行することとしておりますが、附則第2条において、改正後の消防団員退職報償金支払い額については、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるものでございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(熊谷直行) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第60号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(熊谷直行) 日程第24、議案第60号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第60号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

公営住宅法施行令の一部を改正する政令及び公営住宅法施行規則の一部を改正する省令が平成17年12月2日に公布、平成18年2月1日及び4月1日から施行され、同居親族要件の緩和が認められる者の範囲の拡大、収入超過者に係る家賃の引き上げ等の入居資格の見直しが図られておりますので、本条例について改正するものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第60号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

内容といたしましては、第5条第7号につきまして、公営住宅法施行令の一部改正により文言の整理を行うものであります。

また、平成17年に土地区画整理法が改正されており、引用条項のずれが生じておりましたので、第5条第5号の改正をいたしております。

次に、第6条第1号の改正についてご説明を申し上げます。

アの「50歳」から「60歳」への改正につきましては、政令の改正に合わせ、単身入居及び入居収入基準の緩和が認められる高齢者の年齢を引き上げるものでございます。

また、イの改正につきましては、従来の身体障害者4級以上の方に加え、精神障害者においては3級以上、知的障害者については精神障害者と同等の方についても単身入居を可能とするものでございます。

また、ウの改正につきましては、戦傷病者特別援護法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

また、カの改正につきましては、ドメスティック・バイオレンス被害者の単身入居を可能にするため、追加するものでございます。

次に、第6条第2号の改正についてご説明をいたします。

アの改正につきましては、政令の改正に伴いまして文言の変更及び引用条項の改正を行うものであります。

イ及びウの改正につきましては、引用条項の改正を行うものであります。

施行日についてでございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第61号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第25、議案第61号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第61号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今年2月に逮捕されました元助役の競売入札妨害事件に関しまして、公判の新聞報道等におきましてその事実を確認いたしました。任命権者である私自身の責任を痛感し、7月から3カ月間現行給料の10%をカットするものでございます。今後二度とこのようなことが起こらないよう職員の指導監督を徹底していきますので、ご了承のほどをお願い申し上げます。

改正の内容といたしましては、附則にて、平成18年7月1日から平成18年9月30日までの間は、別表の給料月額に100分の92を乗じた金額に、さらに100分の90を乗じた金額を支給するものという規定を、新たに附則第13項として追加するものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月14日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時39分）